

水質検査結果証明書

平成29年1月19日

有限会社ワールド牧場 様

発行番号 第161300-078-計001号
 分析機関名 エン・E・A・C株式会社 関東事業所
 代表者 牧巻 克弥 印
 所在地 群馬県藤岡市浄法寺456
 電話番号 0274-52-2727
 計量証明事業者の登録番号 環第3号
 環境計量士 境野 幸一 印

平成28年12月15日に依頼のあった検体の計量結果を次のとおり証明します。

項目	単位	測定値	定 量 下 限 値	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003未満	0.003	0.03以下	日本工業規格 K0102 55.4
シアン化合物	mg/l	0.1未満	0.1	1以下	日本工業規格 K0102 38.1.2及び38.3
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る。)	mg/l	0.1未満	0.1	1以下	昭和49年9月環境庁告示第64号 付表1
鉛及びその化合物	mg/l	0.01未満	0.01	0.1以下	日本工業規格 K0102 54.4
六価クロム化合物	mg/l	0.05未満	0.05	0.5以下	日本工業規格 K0102 65.2
砒素及びその化合物	mg/l	0.01未満	0.01	0.1以下	日本工業規格 K0102 61.4
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l	0.0005未満	0.0005	0.005以下	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表1
アルキル水銀化合物	mg/l	不検出	0.0005	検出されないこと	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表2
ホリ塩化ビフェニル	mg/l	0.0005未満	0.0005	0.003以下	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表3
トリクロロエチレン	mg/l	0.002未満	0.002	0.3以下	日本工業規格 K0125 5.2
テトラクロロエチレン	mg/l	0.002未満	0.002	0.1以下	日本工業規格 K0125 5.2
ジクロロメタン	mg/l	0.002未満	0.002	0.2以下	日本工業規格 K0125 5.2
四塩化炭素	mg/l	0.002未満	0.002	0.02以下	日本工業規格 K0125 5.2
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.002未満	0.002	0.04以下	日本工業規格 K0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.002未満	0.002	1以下	日本工業規格 K0125 5.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.002未満	0.002	0.4以下	日本工業規格 K0125 5.2
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.002未満	0.002	3以下	日本工業規格 K0125 5.2
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.002未満	0.002	0.06以下	日本工業規格 K0125 5.2
1,3-ジクロロプロペン	mg/l	0.002未満	0.002	0.02以下	日本工業規格 K0125 5.2
チウラム	mg/l	0.006未満	0.006	0.06以下	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表4
シマジン	mg/l	0.003未満	0.003	0.03以下	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表5
チオベンカルブ	mg/l	0.02未満	0.02	0.2以下	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表5
ベンゼン	mg/l	0.002未満	0.002	0.1以下	日本工業規格 K0125 5.2
セレン及びその化合物	mg/l	0.01未満	0.01	0.1以下	日本工業規格 K0102 67.4
ほう素及びその化合物	mg/l	1未満	1	10以下 (海城以外)	日本工業規格 K0102 47.3
ふっ素及びその化合物	mg/l	0.8未満	0.8	8以下 (海城以外)	日本工業規格 K0102 34.1
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l	1未満	1	100以下	日本工業規格 K 0102 42.1、日本工業規格 K 0102 42.3、日本工業規格 K 0102 43.1.1及び日本工業規格 K 0102 43.2.5
塩化ビニルモノマー	mg/l	0.0002未満	0.0002	-	平成9年 環境庁告示第10号 付表 第1
1,4-ジオキサン	mg/l	0.05未満	0.05	0.5以下	昭和46年12月環告第59号 付表7

(試料名: 流末①)

備考
 1. 表中の「未満」とは定量子下限値を下回ることをいう。
 2. アルキル水銀化合物の「不検出」とは当該方法の定量子下限値(0.0005mg/l)未満を示す。
 3. アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物とはアンモニア性窒素×0.4、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素の合計量である。

注 環境計量士とは、計量法施行規則(平成5年通商産業省令第69号)第50条第1号の濃度に係る計量士をいう。

水質検査結果証明書

平成29年1月19日

有限会社ワールド牧場 様

発行番号 第一101300-078-計002号
 分析機関名 ユーロアライエーA株式会社 関東事業所
 代表者 弦巻 克弥 印
 所在地 群馬県藤岡市浄法寺456
 電話番号 0274-52-2727
 計量証明事業者の登録番号 環第3号
 環境計量士 境野 幸一 印

平成28年12月15日に依頼のあった検体の計量結果を次のとおり証明します。

(試料名: 流末②)

項目	単位	測定値	定 量 下 限 値	基 準 値	測 定 方 法
カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003未満	0.003	0.03以下	日本工業規格 K0102 55.4
シアン化合物	mg/l	0.1未満	0.1	1以下	日本工業規格 K0102 38.1.2及び38.3
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNIに限る。)	mg/l	0.1未満	0.1	1以下	昭和49年9月環境庁告示第64号 付表1
鉛及びその化合物	mg/l	0.01未満	0.01	0.1以下	日本工業規格 K0102 54.4
六価クロム化合物	mg/l	0.05未満	0.05	0.5以下	日本工業規格 K0102 65.2
砒素及びその化合物	mg/l	0.01未満	0.01	0.1以下	日本工業規格 K0102 61.4
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/l	0.0005未満	0.0005	0.005以下	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表1
アルキル水銀化合物	mg/l	不検出	0.0005	検出されないこと	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表2
ポリ塩化ビフェニル	mg/l	0.0005未満	0.0005	0.003以下	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表3
トリクロロエチレン	mg/l	0.002未満	0.002	0.3以下	日本工業規格 K0125 5.2
テトラクロロエチレン	mg/l	0.002未満	0.002	0.1以下	日本工業規格 K0125 5.2
ジクロロメタン	mg/l	0.002未満	0.002	0.2以下	日本工業規格 K0125 5.2
四塩化炭素	mg/l	0.002未満	0.002	0.02以下	日本工業規格 K0125 5.2
1,2-ジクロロエタン	mg/l	0.002未満	0.002	0.04以下	日本工業規格 K0125 5.2
1,1-ジクロロエチレン	mg/l	0.002未満	0.002	1以下	日本工業規格 K0125 5.2
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.002未満	0.002	0.4以下	日本工業規格 K0125 5.2
1,1,1-トリクロロエタン	mg/l	0.002未満	0.002	3以下	日本工業規格 K0125 5.2
1,1,2-トリクロロエタン	mg/l	0.002未満	0.002	0.06以下	日本工業規格 K0125 5.2
1,3-ジクロロプロパン	mg/l	0.002未満	0.002	0.02以下	日本工業規格 K0125 5.2
チウラム	mg/l	0.006未満	0.006	0.06以下	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表4
シマジン	mg/l	0.003未満	0.003	0.03以下	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表5
チオベンカルブ	mg/l	0.02未満	0.02	0.2以下	昭和46年12月環境庁告示第59号 付表5
ベンゼン	mg/l	0.002未満	0.002	0.1以下	日本工業規格 K0125 5.2
セレン及びその化合物	mg/l	0.01未満	0.01	0.1以下	日本工業規格 K0102 67.4
ほう素及びその化合物	mg/l	1未満	1	10以下 (海城以外)	日本工業規格 K0102 47.3
ふっ素及びその化合物	mg/l	0.8未満	0.8	8以下 (海城以外)	日本工業規格 K0102 34.1
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	mg/l	2	1	100以下	日本工業規格 K 0102 42.1、日本工業規格 K 0102 42.3、日本工業規格 K 0102 43.1.1及び日本工業規格 K 0102 43.2.5
塩化ビニルモノマー	mg/l	0.0002未満	0.0002	-	平成9年 環境庁告示第10号 付表 第1
1,4-ジオキサン	mg/l	0.05未満	0.05	0.5以下	昭和46年12月環告第59号 付表7

備考 1.表中の「未満」とは定量化下限値を下回ることをいう。

2.アルキル水銀化合物の「不検出」とは当該方法の定量化下限値(0.0005mg/L)未満を示す。

3.アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物とはアンモニア性窒素×0.4、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素の合計量である。

注 環境計量士とは、計量法施行規則(平成5年通商産業省令第69号)第50条第1号の濃度に係る計量士をいう。